

	質問事項	回答
1	必要書類は何ですか。	ウェブサイトの「交付申請」または「実績報告」の項目をご確認ください。
2	補助金の額はいくらですか。	設備費の額が以下の限度額以上であれば、限度額が補助金額になります。 定置用リチウムイオン蓄電池：限度額100,000円 電気自動車等充給電システム：限度額50,000円
3	すでに自宅にリチウムイオン蓄電池が設置されています。今後更新する予定ですが補助金は受けられますか。	過去に「大府市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」を受けていなければ申請可能です。なお、本補助金交付事業は令和2年4月1日から行っています。
4	自営業を営んでおり、1階が店舗、2階が自宅の建物に補助対象設備を設置します。その場合補助金は受けられますか。	対象設備を設置しようとする住宅の延べ床面積の2分の1以上が住宅である場合は申請可能です。その場合は、申請書類に延べ床面積の2分の1以上が住宅であることがわかるもの（面積が記載された図面等）を添付してください。また、申請者は個人の方としてください。
5	補助対象設備かどうかはどのように確認すればよいですか。	以下の愛知県のウェブサイトからご確認ください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004471.html 「4 補助金の詳細- (3) 補助対象設備」の定置用リチウムイオン蓄電システム・電気自動車等充給電設備の欄をご確認ください。
6	コンセントタイプの電気自動車の充電器は補助対象ですか。	対象外です。 補助対象設備の「電気自動車等充給電システム」とは、「電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの」を言います。 いわゆる「V2H充電設備」のみが補助対象です。
7	設備設置に関する契約は自分名義になっていますが、申請者は日中連絡のつきやすい別の家族の名前でもよいですか。	申請者と契約名義人は原則同一の方で統一してください。申請者が日中どうしても連絡がつかない場合等は、申請時に窓口でご相談ください。